ふじみ野市電気自動車等導入促進補助金交付要綱を次のように定める。 令和5年3月15日

ふじみ野市長 高畑 博

ふじみ野市電気自動車等導入促進補助金交付要綱 (目的)

- 第1条 この要綱は、電気自動車等の導入に対し、予算の範囲内で補助金を交付 することにより、脱炭素社会の実現及び地球温暖化の防止並びに環境への負荷 の少ない持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、ふじみ野市補助金等交付規則(平成17年 ふじみ野市規則第50号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによ る。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機として、内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する自動車で、同法第60条第1項の規定による自動車検査証(以下「車検証」という。)の交付を受けたもの)をいう(当該電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。)。
 - (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう(当該電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。)。
 - (3) 電気自動車等 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車をいう。
 - (4) 所有者又は使用者 法第9条の規定により登録された所有者又は使用者若 しくは第7条の規定による申請をする日の属する年度の3月31日までに所 有者又は使用者として登録される予定の者をいう。
 - (5) 世帯 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条に規定する世帯 をいう。
 - (6) 市税 ふじみ野市税条例(平成17年条例第46号)第3条第1号から第3号に掲げる税目、ふじみ野市都市計画税条例(平成17年条例第48号)に定める都市計画税及びふじみ野市国民健康保険税条例(平成17年条例第49号)第1条に規定する国民健康保険税をいう。

(令5告示30・一部改正)

(補助対象者)

- 第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、過去において同一又は同種の電気自動車等に係る市の補助金の交付を受けたことがある者(その者と同一の世帯に属する者を含む。)を除く。
 - (1) 電気自動車等の所有者又は使用者
 - (2) 電気自動車等の導入に係る契約の契約者
 - (3) 市内に引き続き1年以上住所を有する者
 - (4) 世帯全員が市税を滞納していない者

(補助対象電気自動車等)

- 第4条 補助の対象となる電気自動車等は、次に掲げる要件を全て満たすものと する。
 - (1) 補助金の交付申請を行う前年度の2月1日から翌年1月31日までの間に、初めて新規登録等(法第7条第1項に規定する新規登録又は法第60条第1項の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。以下「初度登録等」という。)を受ける四輪以上の自家用自動車(中古の輸入車を除く。)
 - (2) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(CEV補助金)の交付対象となっている電気自動車等(補助対象経費)
- 第5条 補助の対象となる経費は、電気自動車等の自動車本体の導入に要する費用とする。ただし、電気自動車等のリース契約に係る費用は除く。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 電気自動車 10万円
 - (2) プラグインハイブリッド自動車 5万円

(交付の申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、電気自動車等導入促進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
 - (1) 電気自動車等の本体価格が明記されている見積書及び必要に応じて内訳書
 - (2) 電気自動車等の規格等が分かるカタログ等の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (交付の決定)
- 第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、 交付の可否を決定したときは、電気自動車等導入促進補助金交付(不交付)決 定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(中止の届出)

- 第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。
 -)は、前条の交付申請の内容を中止しようとするときは、電気自動車等導入促

進補助金中止届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る交付決定を 取消したものとする。

(実績の報告)

- 第10条 交付決定者は、初度登録等を終え、かつ、電気自動車等の引渡しを受けたときは、引渡しを受けた日(電気自動車等の引渡しを受けた後に交付申請した場合においては、交付決定通知を受けた日)から30日以内又は第7条の規定による申請を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに電気自動車等導入促進補助金実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。
 - (1) 電気自動車等の導入に係る契約を確認できる書類の写し
 - (2) 電気自動車等の導入に係る費用の支払を確認できる書類(ローン、クレジット等の支払い方式を利用した場合は、当該支払い方式を合意したことが明記されている契約書等)の写し
 - (3) 導入した電気自動車等の車検証の写し及び法第58条第2項の規定により 登録された情報を確認できる書類
 - (4) 導入した電気自動車等を保管場所において撮影した写真(自動車登録番号 又は車両番号が識別できるもの)
 - (5) 導入した電気自動車等の保管場所の案内図
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(令5告示30・告示)

(補助金の確定)

- 第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査 するとともに必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定し、電気自動車等導 入促進補助金確定通知書(様式第5号)により報告者に通知するものとする。 (補助金の請求)
- 第12条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに電気自動車等導入促進 補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。 (財産処分の制限)
- 第13条 補助金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、補助金の交付後3年間は、市長の承認を受けないで、当該補助金の交付を受けて導入した電気自動車等(以下「補助電気自動車等」という。)を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第14条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 前条の規定による財産処分の制限に反して補助電気自動車等を処分したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると認めたとき。 (受給者の協力)
- 第15条 受給者は、補助電気自動車等について常に良好な状態に維持管理するよう努めなければならない。
- 2 受給者は、災害等の非常時においては、避難所等における非常用電源として 補助電気自動車等から電力を提供するよう努めるものとする。 (その他)
- 第16条 この要綱に定めるもののほか、電気自動車等の導入の補助に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。 (令和5年度における補助対象電気自動車等の特例)
- 2 第4条の規定に関わらず、令和5年度における補助対象電気自動車等については、同条中「補助金の交付申請を行う前年度の2月1日から翌年1月31日までの間」とあるのは「補助金の交付申請を行う年度の4月1日から翌年1月31日までの間」と読み替えるものとする。

附 則(令和6年告示第30号)

(この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

電気自動車等導入促進補助金交付申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 住 所氏 名電話番号

電気自動車等導入促進補助金の交付を受けたいので、ふじみ野市電気自動車等 導入促進補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。なお、申 請に当たっては下記の同意事項に同意の上申請します。

記

交付申請額		円					
導入 (予定) 費用	円						
導入 (予定) 年月日	年 月	日					
補助対象電気自動車等	□電気自動車						
	□プラグインハイブリッド自動車						
車種	メーカー名	車両名	型式				
	(1) 私は、補助金の交付の決定に当たり、市の職員						
同意事項	が住民基本台帳情報を閲覧することに同意しま						
	す。						
	(2) 私は、補助金の交付の決定に当たり、市の職員						
	が税情報を閲覧することに同意します。						

添付書類

- (1) 電気自動車等の本体価格が明記されている見積書及び必要に応じて内訳書
- (2) 電気自動車等の規格等が分かるカタログ等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第8条関係)

電気自動車等導入促進補助金交付 (不交付) 決定通知書

第 号

年 月 日

様

ふじみ野市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった電気自動車等導入促進補助金について、下記のとおり決定したので、ふじみ野市電気自動車等導入促進補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 決定内容
 - □補助金の交付を決定しました。
 - □補助金の不交付を決定しました。
- 2 交付決定金額 金

円

- 3 不交付の理由
- 4 補助金交付の条件

様式第3号(第9条関係)

電気自動車等導入促進補助金中止届出書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

届出者住所氏名電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた電気自動車等導入 促進補助金について、中止したいので下記のとおり届け出ます。

記

中止する理由

様式第4号(第10条関係)

電気自動車等導入促進補助金実績報告書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

報告者 住 所氏 名電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた電気自動車等導入 促進補助金について、ふじみ野市電気自動車等導入促進補助金交付要綱第10条 の規定により下記のとおり報告します。

記

導入費用				円	
初度登録等年月日	年	月	日		
導入年月日	年	月	日		
保管場所					

添付書類

- (1) 電気自動車等の導入に係る契約を確認できる書類の写し
- (2) 電気自動車等の導入に係る費用の支払を確認できる書類(ローン、クレジット等の支払い方式を利用した場合は、当該支払い方式を合意したことが明記されている契約書等)の写し
- (3) 導入した電気自動車等の車検証の写し及び法第58条第2項の規定により登録された情報を確認できる書類
- (4) 導入した電気自動車等を保管場所において撮影した写真(自動車登録番号又は車両番号が識別できるもの)
- (5) 導入した電気自動車等の保管場所の案内図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

様式第5号(第11条関係)

電気自動車等導入促進補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

ふじみ野市長

印

年 月 日に実績報告のあった電気自動車等導入促進補助金については、下記のとおり確定したので、ふじみ野市電気自動車等導入促進補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交付確定額 金

円

様式第6号(第13条関係)

電気自動車等導入促進補助金交付請求書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

請求者住所氏名電話番号

年 月 日付け 第 号で確定を受けた電気自動車等導入促進 補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金

円

2 振込先金融機関口座

- ### TIPE						
金融機関名			銀金組農		本店・ 出張列 本所・	ŕ
金融機関コード			支店 コード			
口座種目	普通 •	当座				•
口座番号						
口座名義	フリガナ		•			•
	氏名					

- ※口座名義は、請求者本人のものに限る。
- 3 添付書類

振込先金融機関口座の通帳の写し